熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

本特記仕様書は、受注者が熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合に、受発注者間協議により適用することができる。

(用語の定義)

第1条 この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事着手から工期末前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。なお、既契約工事においては工事着手を基準日と読み替えることとする。

(3) 真夏日率

工期期間中の真夏日を工期で除した割合をいう。

真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期

(4) 補正値

真夏日率に補正係数を乗じた値をいう。

補正値(%)=真夏日率×補正係数

※補正係数は、1.2 とする。

※真夏日率及び補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(気温の計測方法等)

第2条 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方 法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温を用いる。

ただし、森林工事においては工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の

気温のみを適用することとする。

また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法で得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

森林工事のみに適用する。

(1) の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に 準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正 を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい 場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温 ($^{\circ}$) =気温 ($^{\circ}$) -標高差 ($^{\circ}$) ×0.6/ 100 ($^{\circ}$)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差 (m) =工事現場の標高 (m) -計測箇所の標高 (m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(計測結果の報告方法)

第3条 計測結果の報告方法は次のとおりとする。

受注者は監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正値を算出し、 下記の資料を発注者に提出するものとする。

・真夏日率等算定表(様式-1)

※様式は下記 URL でダウンロードすること。

https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/index.html